（その１）

収　支　報　告　書

平成31年（令和1年）分

（平成　　年　　月　　日開催分）

1. 政治団体の名称（ふりがな）　しょうゆうかい　匠友会
2. 主たる事務所の所在地　郡山市朝日２丁目１５番１号 一般社団法人郡山歯科医師会内
3. 代表者の氏名　伊藤　克紀
4. 会計責任者の氏名　高原　一雄

（事務担当者の氏名）

角田由美子

（電話）

024-935-3010

（収受欄）

福島県選挙管理委員会 令和 2年 3.17 収受 福選中第 号

政治団体の区分	
□	政党
□	政党の支部
□	政治資金団体
□	政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑	その他の政治団体
□	その他の政治団体の支部

資金管理団体の指定の有無			
□	有	☑	無
公職の種類			
資金管理団体の届出をした者の氏名			

資金管理団体の指定の期間
平成　　年　　月　　日から
平成　　年　　月　　日まで

活動区域の区分	
□	２以上の都道府県の区域等
☑	同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分	
□	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	根本　匠
公職の種類	衆議院議員

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平　成　　年　　月　　日から
平　成　　年　　月　　日まで

（選管使用欄）

団体番号	審査記帳	入　力	
4346	☑	□	

（その２）

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	2,942,715
（前年からの繰越額）	2,360,696
（本年の収入額）	582,019
支　出　総　額	438,612
翌　年　へ　の　繰　越　額	2,504,103

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　額	582,000
員　数	97

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ)　個　人　か　ら　の　寄　附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ)　法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ)　政　治　団　体　か　ら　の　寄　附	0	
小　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	0	
（寄附のうちあっせんによるもの）	0	
イ　政　党　匿　名　寄　附	0	
合　計　（ア＋イ）	0	

注1)　同一の者からの寄附（イに該当するものを除く。）で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては（その7）の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、（その7）の「その他の寄附」欄にまとめて記載してください。

注2)　イに該当する寄附について（その９）に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

(その6)

(6) その他の収入

摘要	金額（十億 百万 千 円）	備考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	19	
合計	19	

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	12,563	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	43,200	
小計	55,763	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	382,849	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
小計（(3)ア～エ）	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	382,849	
合計	438,612	

（その14）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 （1件当たり5万円以上のも	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
監査人報酬	43,200	R. 1. 9. 27	山内賢二税理士事務所	郡山市富田町後久保1-27	
この頁の小計	43,200				
その他の支出 （1件当たり5万円未満のもの）	0				
合計	43,200				

注） この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

（その15）

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費 （ 匠友会総会 ）	
支出の目的 （1件当たり5万円以上のも	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
匠フォーラムチケット代	20,000	H31.03.05	匠フォーラム	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館1213号室	
根本匠二本松みらい研懇親会会費	15,000	H31.03.22	安達歯科医師会会計　大道寺智幸	本宮市本宮下町50-5	
根本匠厚生労働大臣を励ます会	174,000	R1.06.06	郡山ビューホテル株式会社	郡山市中町10-10	
横断幕	17,496	R1.06.06	石井電算印刷株式会社	郡山市田村町上行合字南川田37-2	
匠フォーラムチケット代	20,000	R1.06.07	匠フォーラム	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館1213号室	
匠フォーラムチケット代	20,000	R1.09.26	匠フォーラム	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館1213号室	
この頁の小計	266,496				
その他の支出 （1件当たり5万円未満のもの）	6,353				
合計	272,849				

注）「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

（その15）

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費 （ 根本匠シンポジウム ）	
支出の目的 （1件当たり5万円以上のも	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
根本匠シンポジウム参加費	30,000	H31.02.25	安達歯科医師会会計　大道寺智幸	本宮市本宮下町50-5	
根本匠厚生労働大臣を励ます会	30,000	R1.05.25	根本匠郡山連合後援会	郡山市若葉町10-14	
チケット代	50,000	R1.08.27	自由民主党福島県第二選挙区支部	郡山市若葉町10-14	

この頁の小計	110,000
その他の支出 （1件当たり5万円未満のもの）	0
合計	110,000

注）「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

① 領収書等の写し
2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
③ 政治資金規正法監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　2　年　3　月　12　日

政治団体の名称　　匠 友 会

会計責任者の氏名　　高原　一雄　　㊞

代表者の氏名（解散団体のみ）　　㊞

（備考）　1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
2　解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和２年３月１２日

匠友会
代表　伊藤 克紀 殿

登録政治資金監査人　山内 英二 ㊞
登　録　番　号　　第３１５８号
研修修了年月日　平成21年12月17日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、匠友会の令和元年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、匠友会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る

支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

匠友会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上